

「盛土規制法」運用開始のお知らせ

高松市建築指導課

- 令和5年5月に、「宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)」が施行され香川県(高松市を含む)では、令和7年10月1日に県内全域を規制区域に指定し、盛土規制法の運用を開始する予定です。
- 特定の盛土等を新たに行う時には、その工事を行う前に許可又は届出が必要となりますので、ご注意ください。
- 盛土規制法は建築基準法関係規定となっているため、必要な許可を受けず不法に造成された敷地での建築確認はできません。

1 規制区域

香川県及び高松市では、盛土規制法に基づく基礎調査の結果、全域を「宅地造成等工事規制区域」又は「特定盛土等規制区域」のいずれかの区域に指定する予定です。

規制区域案は裏面又は、県及び高松市のホームページ等でご確認ください。

香川県URL:<https://www.pref.kagawa.lg.jp/kenchiku/morido/sszdmb200612110612.html>

高松市URL:<https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/jigyosha/toshikeikaku/kyoka/moridokisei.html>

2 許可又は届出の対象となる盛土等の規模

規制区域内で下記の工事を行う場合は、工事着手前に許可等を受ける必要があります。

区域	行為		許可				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 イメージ図	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 の の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①～④を除く) (盛土又は切土のみの場合も含む)
	土石の堆積 一時的な	要件 イメージ図	⑥最大値に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの 		⑦最大値に堆積する面積が 500㎡超 となるもの 		
区域	行為		届出		許可		
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 イメージ図	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖を生ずるもの 	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの 	③盛土と切土を同時に行い、 高さが 2m超 5m超 の の崖を生ずるもの(①、②を除く) 	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く) 	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①～④を除く) (盛土又は切土のみの場合も含む)
	土石の堆積 一時的な	要件 イメージ図	⑥最大値に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの 		⑦最大値に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの 		

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいう

規制区域の指定以前に工事に着手し、運用開始日以降も引き続き盛土等を行う場合は、**運用開始日から21日以内に盛土等に関する届出が必要**です。なお、許可申請を行う必要はありません。

3 許可が不要な事業など

- ・ 開発許可(都市計画法第29条)を受けた事業 ➡ 盛土規制法では、みなし許可としての扱い
- ・ 工事の施工に付随して行われる土石の堆積又は工事に使用若しくは発生した土石の堆積
- ・ 道路、河川などの公共施設用地で行う事業
- ・ 採石法、砂利採取法、土地改良法などに基づく事業で、法令等により安全性が担保されており、災害の発生するおそれがない事業
- ・ 農地等において行われる通常の営農行為

4 許可申請から工事完了までの流れ(高松市で盛土等を行う場合)

- : 事業者が行う事項
- ◆ : 自治体が行う事項

申請前

- 高松市との事前相談
- 土地の所有者、権利者等全員の同意
- 周辺住民への事前周知

許可申請

- 許可申請書を高松市に提出
- 許可基準への適合
 - 土地の所有者、権利者等全員の同意
 - 工事主が必要な資力信用を有すること
 - 災害防止のための技術基準への適合
 - 工事施行者が必要な能力を有すること
- ◆ 許可後、高松市が工事主の氏名・土地の所在地等を公表(ホームページ等)

工事中

- 現場での法定標識の掲出
- 中間検査(工事完了後に確認困難となる特定工程がある場合に限る)
- ◆ 高松市は、検査合格後、合格証を交付 ➡ ● 特定工程以降の工事が施行可能
- 定期報告(一定規模を超える工事で、工期が3ヶ月を超える場合に限り、3ヶ月ごとに報告)

工事完了

- 完了検査(技術基準への適合を検査)
- ◆ 高松市は、検査合格後、検査済証を交付

土地所有者は、盛土等が行われた土地を、常時安全な状態に維持することが義務付けられています。

5 規制区域図(案)

宅地造成等工事規制区域

市街地や集落、その周辺の人家などに危害を及ぼしうるエリア

特定盛土等規制区域

市街地や集落からは離れているものの、地形などの条件から盛土等が行われれば、その周辺の人家などに危害を及ぼしうるエリア



6 お問い合わせ先

高松市都市整備局住宅建築部 建築指導課 盛土規制係

〒760-8571 高松市番町一丁目8-15

電話:087-839-2488

FAX:087-839-2452

E-mail kenchikushidou@city.takamatsu.lg.jp

【高松市以外で盛土等を行う場合はこちら】
香川県土木部 建築指導課 開発・盛土規制室

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1-10

電話:087-832-3614、3615

FAX:087-806-0239

E-mail kenchiku@pref.kagawa.lg.jp